

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成15年度第4回総合規制改革会議

第4回議事録

総合規制改革会議事務局

平成15年度 第4回総合規制改革会議議事次第

日時：平成15年9月3日（水） 14:30～15:05

場所：総合規制改革会議大会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 「規制改革集中受付月間」に提出された全国規模の規制改革要望の
検討事業について 関する意見交換

(2) その他

3. 閉 会

平成 15 年度 第4回総合規制改革会議 議事録(非公式)

1. 日時:平成 15 年9月3日(水)14:30～15:00
2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
3. 出席者:
(委 員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、奥谷禮子、河野栄子、佐々木かをり、高原慶一朗、古河潤之助、村山利栄、安居祥策、八代尚宏、米澤明憲の各委員
(政 府)石原規制改革担当大臣
(事務局)小平政策統括官、河野審議官、福井審議官、浅野間審議官、宮川事務室長、中山事務室次長

4. 議事次第

- (1)「規制改革集中受付月間」に提出された全国規模の規制改革要望の検討状況について
- (2)その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第4回「総合規制改革会議」を始めさせていただきます。

本日は、御多忙のところ、石原大臣に御出席いただいております。ありがとうございます。

本日は、11名の委員が御出席されております。

本日の議事内容といたしましては「規制改革集中受付月間」におきまして提出されました全国規模の規制改革要望の検討状況につきまして御報告をいただくと同時に、意見交換をさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の議事に入ります前に、本日の議題につきまして一言触れさせていただきたいと思っております。

これは、前回会議で御議論いただきました、会議として年末に向けて取り上げるべき課題と、これをできれば今日御議論いただきたいということを考え、できますれば、今日の会議で御議論の上、決定という運びにできればというふうに思っていたわけでございますけれども、この件につきまして、現在もなお、私のところで皆様方、委員の方々との間で、意見交換が続いております。続行中ございまして、無理に今日、当会議に付議するのはいかがかと、まだ調整が至っていないということで、本日のところは議題にまでさせていただくことができなかつた、このような事情でございますので、御了解を賜りたいと思っております。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思います。

「規制改革集中受付月間」において提出されました全国規模の規制改革要望につきましては、前回会議におきまして、高原主査から検討状況につきまして包括的な御報告がございました。

その後、関係する各ワーキンググループにも、積極的な御協力をいただきながら、当会議を挙げて鋭意検討を進めていただいているというのが現況でございます。

そこで、本日は、御検討をお願いしている関係の各ワーキンググループでの御検討状況ということにつきまして、原則といたしまして主査から簡単に御報告をいただき、意見交換を行い、共通の認識を委員の皆様方に持っていただきたいと思います、このようなことを考えている次第でございます。

時間の関係もございまして、高原主査から10分以内程度、その他の関係されます主査からは2～3分前後を目途に御報告いただくという形を取りたいと思っております。

まず最初に、事務局から今後のスケジュールにつきまして御報告をちょうだいしたいと思います。よろしくお願ひします。

○宮川室長 事務局でございます。後ほど高原主査の方から細かい御説明があろうかと思いますが、全体のスケジュールでございますけれども、今、特区の方と平仄を合わせようということでございまして、9月の中旬を目指しまして、政府決定の方向で今考えております。このスケジュールの下で、各ワーキンググループにもいろいろと御尽力を賜わっておりまして、併せまして事務局の方で具体の文章の折衝というのも本日以降やらせていただくというふうに思っておりますので、最終のところは9月の中旬ということを目途に今、作業をやっておるということでございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。なお、配布資料につきましては、今後、各省との交渉等、微妙な状況も生じると思いますので、答申案文の検討状況審議の先例にならしまして、非公表の扱いということにさせていただきますいております。

したがいまして、委員の皆様方におかれましては、お取り扱いにつきまして十分御注意をいただきたいと、このように思っております。

それでは、高原主査、鈴木主査、奥谷主査、八代主査、それから事務局という順で御報告をいただきたいと思えます。

それでは、高原主査からよろしく願いいたします。

○高原委員 それでは「規制改革集中受付月間」の取り組み状況につきまして3点、まず最初に検討状況につきまして、そして2点目に今後の進め方、そして最後に私が主査をしております事業活動円滑化ワーキンググループで検討している項目につきまして、簡単に御報告をさせていただきます。

まず、1点目の検討状況につきましては、構造改革特区推進室との連携の下に、お手元の資料に記載のように、7月18日に各省に寄せられました要望事項の検討要請を行いました。そして、8月の初めにかけて、事務局を中心に各省への検討を要請していただくとともに、各省からの回答について、内容の精査などを行っていただきました。

8月7日に、各省庁より再回答をいただいた時点では、検討依頼をした387項目の中で、16年度までに実施の見込まれるもの、これをaという表示をしておりますが、24項目ございました。

その後、8月18日に私から後ほど申し上げますが、各主査には大変お骨折りをいただいたわけですが、各ワーキンググループの担当者主査の方々に重要項目案として35項目を提示させていただきました。各主査の方々には、お忙しいところ、それぞれワーキンググループで検討を行っていただいた。1つでも多くの成果に結び付けるという目標で御苦労していただいております。

また、一方では、事務局による折衝も行っていたいただいております、これらの状況につきましても、後ほど事務局より御報告をお願いしたいと思います。

以上が、第1点目の検討状況の報告でございます。

2点目の今後の進め方でございますけれども、お手元の資料に今後の進め方について書かせていただいておりますとおり、各省との折衝の結果、成案が得られる事項については、9月中旬、具体的には9月12日と承っておりますが、構造改革特区の推進本部における決定と時期を合わせた形で、私たちそれぞれこの会の義務としても同様な政府決定、すなわち閣議決定を行う必要があると思っております。

これまで、連携させていただいております特区室も、12日の本部決定に向けて、大臣折衝など、鴻池大臣の強いリーダーシップの下に取り組まれておると聞いております。総合規制改革会議も同じ時期に政府決定ができるよう頑張っていきたいと思っておりますので、宮内議長を始め、各委員の方々、事務局の方々にも是非御協力をしていただきたいと思いますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、事業活動円滑化ワーキンググループで検討している項目につきましては、簡単に進捗を御説明させていただきます。

お手元の資料12ページを見ていただきたいと思いますけれども、12ページに項目を載せていただいておりますが、ワーキンググループにおいて、各省庁と協議をさせていただいた結果、いわゆるドメスティック・バイオレンス、家庭内暴力、ドメスティック・バイオレンス被害者保護のための住民基本台帳に関する閲覧規制の強化や、森林組合における組合員資格要件の見直しなど、4項目につきましては、おおむね合意が得られる見込みで、現在、事務局にて政府決定に向けた案文を作成していただいております。

その他、国際線到着ターミナルでの免税品の販売などにつきましては、現在、交渉をしておりますが、基本的には難しいという認識に立っております。

最後になりましたけれども、これは最初に言いたい気持ちなんですございますが、鈴木議長代理、八代主査、奥谷主査、そして本日は御欠席ですけれども、八田主査や神田主査、清家主査には大変御多忙の中、ワーキンググループを開催していただきまして、本当にありがとうございました。この席でもお礼を申し上げたいと思えます。

なお、裏方で事務局の方々にも折衝をやっていただいております、本当にありがとうございます。今後は、政府決定に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、各主査から御報告をいただきます。鈴木主査からお願いいたします。

○鈴木議長代理 私のところは、医療、福祉、運輸でございます。簡単に説明させていただきます。

まず、医療ですけれども、調剤レセプトの再審査基準が 2,000 点未満のものについては再審査を受け付けないというルールがあるわけですね。2,000 点と言いますと、2万円、自己負担で約六千円ですから、普通の風邪だったら大体このところに入ってしまうわけですが、それに対するクレームというのは受け付けないと。

その代わり、審査代についても一般の場合には百何円ですけれども、60 円ぐらいでやっておると、こういうのが向こうの言い分なんです。

これは、IT化が進んでいないというのが基本的な問題なんですけれども、この問題というのは、ちょっと厚生労働省は勘違いしている、要するにクレームを付ける人が、例えば診療というものの、細かいことは言いませんけれども、要するに医師の方からは盲腸だと言ってきたけれども、風邪薬が出ておるというのを受け取った者が、そういうクレームを全然受け付けないというのは、これは全くおかしな話で、これは民事裁判に持っていけるわけですから、何も全部の証拠を整えて審査するといったら、それは事務的にも膨大だし、もうIT化になるとそんなの必要はないわけですから。

そうではなくて、そういうクレームを出してきた者に対してやるのが、今、独占しておる基金の役割ではないかということで議論しております。

これは、向こうの言う方に利がありませんから、押していくつもりです。

次に、幼稚園・保育所における障害児の訪問看護の制度、これは昨日やったんですけれども、結局障害しておるのは、居宅というふうに法律に書いてあるから、居宅には幼稚園・保育所は入らないと。居宅と書いたのは、昔の寝た切り老人だと、こういうことなんです。その寝た切り老人よりも、もう少し、心身障害児だけでも、少しは保育所に行ってやっていこうということ。そういう人たちに対して病院に行きなさいといって、そして寝た切り老人だってここへ運ぼうと思ったら運べるわけですね。というところに差はない。しかし、法律改正を要して、居宅というものを直さなければいけないというのが、彼らが嫌がっている点でありまして、余り理由のある話ではないというので、強い交渉をしたいと思っております。

それから、グループホームの中で、第1番目の方は、要するに場所を移すというと、移す前のところが費用を負担して、移すところでは費用を負担しないようにするというので、これは地方間での費用負担の問題であって、逆に言えば、逆の立場もあるだろうということかもしれませんけれども、この問題についてでございます。

そして、更にユニットのグループホームについて、ユニットの定員というのは、いわゆる特養みたいな非常に多いものではなくて、むしろ5名ないし9名というのが非常にいいところだと、こういうのが厚労省の信念のようなんですけれども、これは家の事情とか、そういうホームの事情だろうと思います。3人医療という要望が上がってきて、3人になると突然お互いに相互理解というのか、そういうことを話し合いながらやっていく治療ができないというのも、これまたどこで線を引くかの問題ですけれども、わからない議論だし、現実に5名～9名、特に9名だなんていうものを探すと、普通の住宅ではない施設を考えなければいけないという点を考えると、これは考慮に値する問題ではございますけれども、現在、厚労省は、新しい福祉の問題でやり方を考えることにしておりまして、私どもも、この秋のテーマに挙げようとしておりますから、こういうものも含めて、何らかの前向きな取り組みをしていただく方向に持っていきたいというふうに思っております。

更に、工業用地についてグループホームをつくってはいけないというんですけれども、その周りはみんな商業地域になっておって、事実上ですよ、そしてやっておるといときに、地域密着性ということ言いますが、ここのところだけを排除するというのは、余り理由のある話ではない、現実に即してやればいけないかということなんです、厚生労働省も考慮ができるとした場合には、この工業地域の問題はということ漏らしておりますので、何らかの成果は出てくるのではないかと考えております。運輸につきましては、明日ヒアリングを行います、1つはオートマチック二輪車に対する専用免許の導入ということで、事前に事務的にヒアリングしたところでは、要するに相変わらず警察は難しいことを言っておりまして、いろんなことを調べなければいかぬということなんですけれども、明日話を聞いて、四輪車はもうそういうふうになって、その四輪車をオートマチックで受けたらオートマチックの免許なんですけれども、それを二輪車にも適用すると、これだけの問題でございまして、新しい新免許区分をつくと、そうすると教習所の体制をつくらなければいかぬとか、事故の実態調査もしなければいかぬとか、いろいろ言っております。

れども、事情は明日聞いて、できるだけ合理的な方向で進めたいと思っております。

それから、障害者の運転免許に関わる重量規制の緩和につきましては、これは法を見てますと、何も 1.5 tだとか、1.2 tなんて書いていないので、要するに障害者に対しては、障害者の障害の状況というものを勘案して、そして可能なものは認めるというふうに書いてあるわけですから、実際にこれが排除されているのかということは、明日話を聞いてみないと、ちょっとよくわからない問題でございますが、法の精神にのっとり、可能なものならば、何もカラーラでなければいけない、クラウンを乗ってはいけないというようにする必要はないんじゃないかと思っております。

それから港湾ですけれども、これも長年やってきた問題で、結論は明解に出ておるわけですが。要するにこれは廃止する、問題は時期でありまして、この時期というのに対して3か年計画というのは、15 年度中に結論、すみやかに処理、そのすみやかというのとは一体いつだと、こういう議論になるわけでありまして、来年の通常国会というものに出せるのか、それは物理的、あるいは技術的に可能なのかというようなところが議論の対象となってくるかと思えます。

若干、今の港湾運送法というのは、ほかの法律と違いまして、いわゆる免許制であって、需給調整規制があるというのを建前としてつくられており、そして9大港だけは例外として除くという格好になっているのを引っ繰り返して、そして免許制を廃止して、そして需給規制を排除することになるわけでありまして、法的な問題の見てくれからいうと大きな改正になってくるという問題。

それから、よく言われております、要するにいろいろなこれに伴う事実上のトラブルという問題というのは、やはり地方の方へ行くにしたがって増えてくるということは事実でありますので、そこら辺の状況も考えて、やめるという事柄については組合との協議というのにも既に整っておるというふうな報告を受けておりますから、全体の目的が達成できるように少しでも早く進めるということで処理したいと思っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、奥谷さんどうぞ。

○奥谷委員 教育の方は国立大学の株式・ストックオプションの取得ということで、今、国立大学において、これから国立大学法人化後におけるライセンスの対価としてストックオプションを取得してもいいのではないかとことを提案しております。一応、これは可能になるであろうという努力を、今、文科省の方でして下さっているということなんですが、まだまだ産学共同という部分で、すぐにストックオプション取得を可とするところに行くかどうかというのは、ちょっと時間がかかりそうな気がしますので、やはりこれを早く検討課題の方に入れてもらいたいというのが1つです。

もう一つが、インターナショナルスクール卒業生への大学入学資格の付与ということで、これは一応本来は学校ごとに判断するべきで、それはまだいろいろな制限があります。特に、年齢制限、18 歳という制限があって、例えば海外で 17 歳とか 16 歳で大検の資格を持ってといいますか、そういう能力といいますか、そういう人がいる場合、年齢に関係なく日本の大学に入れるような形があってもいいのではないかと、そういうことを許可してもいいのではないかと意見も出ましたけれども、文科省の方では年齢 18 歳というところはかなりこだわりを持っているわけで、ですからそのところは、優秀な人材を日本の大学に入ってもらおうという形を取るには、余り 18 歳という年齢制限を設けることが、果たしていいのか、悪いのかという1つの課題があります。そういうところを今検討していただいている最中です。

実施は、一応国による制限は設けなくて、実施時期は来年4月以降から入学者を調整中ということと、あと民族系の学校の受け入れというの、これも今は各大学で判断ということですが、なかなかこれも全部の大学がOKという形になっていないというのが現状だということです。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。引き続きまして、八代さんお願いします。

○八代委員 構造改革特区・官製市場改革につきましては、4ページ、5ページでございますが、おおむね合意を得られつつあるものとしては、株式会社等による児童館経営の解禁という問題がございまして、児童館というのは、ある意味で保育所と似たような機能をしておりまして、保育所の場合は、企業、株式会社による経営は認められていますので、それに準じた形で一応合意は得ております。

ただ、児童館の中でも、ほかの児童館に対して監督・指導をするような行政的機能を持つA型の大型児童館というものは例外であるということで、それ以外については、保育所と同じ扱いという、ただし施設整備補助は行わないということでもあります。この点については、ほぼ合意がある。

それから、都市公園の地下利用の拡大ということで、これは地上に都市公園があったときに、その都市公

園の機能は阻害しない形で地下を利用することなんです、そのときに、これまでは都市公園に一定の面積以上のものでなければいけないという変な制限が付いていたので、これを廃止したいということに対して、先方は少し絡めてといいますか、都市公園を地下も利用できるような立体公園制度という形でそれをできるようにしたいということでもあります。

もし、この立体公園制度が自由につくれるのであれば、結果的にこちらと同じことになるんですが、その点が必ずしも明確ではないので、これを今、もう一回詳しく検討中ではありますが、仮にそうであれば立体公園制度で代替するというので合意は得られると思います。

他方、交渉中のものとしては、市町村による教科書選定の解禁ということで、これは市はいいんですが、町村については独自の教科書が選べない、余りにも規模が小さいために、例えば選ぶだけの教員の数がいないとか、そういうことを言っているわけなんです、それはケース・バイ・ケースであるわけで、一律にだめだと言えるかどうかというような点で、今、交渉中であります。

5ページの地方公共団体における一般職員の任期付採用というのは、これは専門的な知識経験、または優れた識見を有するという者であれば、今、任期付採用が可能になっているわけですが、それ以外の一般職員にも適用を拡大する。あるいは、専門的知識ということを通じて幅広く判断できるというようなことにならないかということなんです、この点をまだ交渉中であります。

漁港の活性化のための施設整備の円滑化というのは、漁港というのはできてから10年以上経たないと見直しができないということですが、これについては別途公用水面の埋め立てなんかの場合は5年でいいということになっていますので、これに準じた形にできないかという要請であります、先方は、それは個別のケースに応じて判断すればいいんであって、一律に10年以上を5年に下げるといことはできないということ、なお引き続き折衝中であります。

あと、都市公園における配電用変圧器の占有条件というのは、これは安全性が確認できればいいということのわけで、どのような形で安全性を確認するかということがポイントかと思えます。

あとは、通関における臨時開庁手数料の撤廃というのは、現在、特区でやっているわけなんです、先方は特区の効果を見てから検討したいということで、こちらは特区の経過を見るまでもなく、要望が強いのでやっていただきたいと、この辺りでまだ対立しております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、残りの分野につきまして、事務局よりお願いいたします。

○宮川室長 先ほど、高原主査の方から、総論のところについての説明をということでございまして、今、各主査とも御相談をさせていただいておるところでございますけれども、全体で調整中のものが、全項目で82項目ございまして、これが候補の数でございます。

このうち、おおむね合意が得られつつあるものというものが、これは定義にもよりますが、過半でございまして40から50の項目の中で、今、取れたかなということでございまして、残りの30項目強につきましては、現在、調整中ということでございまして、この辺りは是非主査のお力も借りながらということでございます。

先ほど申し上げた82のうち、35がワーキンググループでやっていただいておりますけれども、それ以外の47については課長折衝、単独、それからその上の事務局折衝ということになりますけれども、今、鋭意やっておるという状況になっております。

それで、法務関係、雇用の関係、住宅の関係についてざっと御説明させていただきたいと思えます。

6ページ目の住宅・土地・公共工事でございますが、おおむね合意が得られつつあるものは、工業立地法の緑地率の関係でございますが、これは年度内に見直しをやりますということでございまして、省令に当たります地域準則の策定をやるということが決まっております。

それから、交渉中のものとしたしましては、事業用の定期借地権の存続、今、20年以下ということですが、これを引き上げてくれということでございますけれども、これについては法務省もやるとは言っておるんですが、実はこの制度自体が議員立法によってつくられたものでございまして、いつやるかという辺りの明確化というのは、そちらとの関係があるので、少し考えさせてもらいたいということでございました。ここはまだ決着がついておりません。

それから、土地開発公社関係でございますけれども、これは地方公共団体が持っております土地開発公社について、一部公共用地を先行取得しているものを、例えば福祉施設に賃貸で土地を貸せないかとか、もう一つは、工業団地なんかをつくった際に、今、売り切りを原則としておりますが、これを賃貸という形で事

業者に貸し出すことはできないかと。 後者の方は、特区で認められておるんですが、これをもう少し一般原則化したらどうかと、こういう要望でございますけれども、いずれもやや今までの経緯がある話をするのはどうだろうかということ、やはり土地開発公社については、できるだけ不良資産をずっと抱え込むという辺りについての問題点の指摘がございまして、ここはまだ打ちかけという状況になっております。

7ページ目でございますが、法務・金融の関係でございますけれども、不動産特定共同事業ということで、ビルなんかを建てるに際して、出資を募って共同で事業をする事業でございますけれども、これについては、契約の締結時に事前説明の義務を負わしております、これを是非廃止してほしいという要望がございました。

これにつきましては、廃止ということではないんですけれども、ビデオ等で代替をすると、ビデオ等で説明に代えると、こういう措置はしましようということをおっしゃっておりますので、一応いいかなということでございます。

それから、日本版のリミテッド・パートナーシップの創設ということでございますけれども、これは外資ファンドなんかでも使われる可能性が高いんですが、今、対象が中小企業に限られておると。それから、未上場株にかぎられておるということでございまして、この辺りの拡大をしてほしいという要望ですが、これにつきましては関係省庁の方で法改正を臨時国会にもやりますというお話をちょうだいしております。

それから、交渉中のものとしたしましては、例えば官公庁のコピーなどといった事務機器のリースについて、おおよそ年度を超えて、多年度で契約をしたいと、こういう要望がございまして、これは財務省の方は、国庫債務負担行為という、国会承認にかからしめればいよいよと、こういう話なんです、この辺りは非常に重荷感があるということで、現在、調整をしておりますけれども、今言った国庫債務負担行為という辺りの運用を少し緩めようかという方向で調整をしているという状況でございます。

次のページのリースクレジット関係の特定債権の関係ですが、これは特債法と称しておりますけれども、法改正でこれを是非廃止してほしいという要望がございまして、これにつきましては、廃止する方向で今、関係省庁の方で御議論されているようでございまして、臨時国会にも出されるであろう信託業法の改正の中で議論をしていくというような議論になっております。

それから、違法共済事業に関しまして、これを是非ルールを徹底してほしいと、場合によってはルールをつくってほしいということでございまして、どちらかという、省庁の方は違法は違法なので、これは警察の問題だし、もし何か問題があるのであれば案件を持って来てほしいと、こういうような状況になっておまして、ややルールの話まで至っていないという状況になっております。

それから、中小企業者に対します、債務保証制度というのが、現在、銀行を中心とする金融機関に限られておるんですが、これを金融機関以外のファイナンス会社などに広げてほしいということですが、この辺りはまだいろいろ議論があるということでございまして、慎重な回答が関係省庁から来ております。

それから、次はサービサー法の見直しで、現在、サービサー法と称してはございますけれども、実際にはサービサーという横文字の名前が使えないので、こういうのを使わせてくれとか、対象となる特定金銭債権をもう少しと範囲を広げてほしいとか、こういった要望が来ておりますが、これにつきましては、法改正はやるけれども、これも実は議員立法との関係があつて、いつ出せるとか、そういった話には、今すぐにはできないというような話でございまして、時期のところ少し議論が続いておるということでございます。

それから、次の弁護士資格のない親会社等の子会社に対する法務サービスの有償提供ということで、これは親会社のリーガル部隊が子会社のところに出て行って、いろいろと契約書を書くと、この際にフィーを取らせてくれと、弁護士の資格はないけれども、フィーを取らせてほしいと、こういう話でございますけれども、これは今、司法制度改革推進本部の方で御検討をいただいているというところでございます。

最後に、清家先生の関係でございまして、11 ページでございますが、もろもろの技能検定の受検資格について、実務経験年数を課しておりますけれども、これを短くしてほしいということで、これは短くするという方向で、今、厚労省さんの方からお返事が来るとお思います。これは9月5日にワーキンググループでやることになっておりますけれども、前向きなお返事が来るとお思います。

それから、労働者派遣事業と職業紹介事業の兼業の推進ということでございますが、これにつきましては、3か年計画上は、来年の11月末までに結論を出すということをおっしゃっておりまして、今、厚労省の方は、この間国会で通りました法律の中で、紹介予定派遣というのがおあるんですが、これを先にやらせてもらいたいと、これを年度末にやっ、今言った全体のところは、年度が明けてからやりたいということをおっしゃいます。

最後になりますけれども、勤労者財形の関係でございますけれども、これについて事務代行を大企業にも、ほかのところに委託できるような形でやらせてほしいということと、もろもろの年齢制限とか、据置き期間について撤廃をしてほしいということですが、特にこの辺りは優遇税制との関係があって、厚労省さんの方で、いつ優遇税制の縮小の議論がある中で打ち出すかという辺りについてちょっと悩んでいるというような話がございます、この辺りはまた再調整かなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等がございましたら、どうぞ御自由に御発言いただきたいと思います。

どうぞ、八代さん。

○八代委員 これは一般的なことなんです、実は私も交渉をしまして、要望側に無理があるようなものを幾つか、具体名は挙げませんが、感じたわけで、ちょっと今回は十分な準備なしに、事務局からやれというものを全部やっているわけですが、少し落とす選択といいますか、それをちょっと整理、どういうルールでやるかをできれば決めていただければと思います。

というのは、文章を見ただけではわからないんですが、相手側と交渉しているときに、相手側に利があると思うようなものは、やはり規制改革会議の名誉のためにも、ある意味では落とすことも必要なんではないかと、受けたものは全部取るんだということではなくて、ちょっとその意味で今回は採用基準がやや甘過ぎた面もあるのではないかなというふうには個人的には考えております。

○宮内議長 そういう点につきましては、高原主査と御協議いただきまして、取捨選択するということも必要かと思しますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

あとはございませんでしょうか。

それでは、ただいまの御報告のとおりでございます。政府決定まで残りの期間、9月中旬ということでございますので、短こうございますが、引き続き御協力をいただきまして、とりまとめに向け、各省との調整を進めていただきたいと思います。

事務局におきましても、最終的な取り扱いは、各主査と御相談をいただきながら行っていただくという点、申すまでもございませんが、その点、お願い申し上げたいと思います。最後に、私からお願いがございます。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、会議として、年末に向け取り上げるべき課題につきまして、先ほどのとおり、各委員との間で引き続き意見調整、意見交換を行っております。

その間、いろいろ文章でご覧いただくというような形で、意見交換をやっている中で、昨日も御存じのとおり、この点を巡りまして一部新聞報道にされるなど、情報管理という意味で十分に徹底されていない結果、こういう途中経過みたいなものが外部に漏れるというようなことございまして、本来、適切に管理されるべき情報が、こういう形で流出すると、会議運営等さまざまな面で好ましくない影響も与えかねません。

今後とも委員の皆様方、また事務局を含めまして、情報の取り扱いには十分御注意をいただき、厳正に管理いただくことをお願いしたいと思います。最終決定するというところまで外部に漏れないということでない、なかなかいい形にならない場合がございます。よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、最後に事務局から連絡事項等ございましたら、よろしく願いいたします。

○宮川室長 次回の日程は、議長と御相談をさせていただきながら決めさせていただきたいと思います。まだ未定でございますので、よろしく願います。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、本日の会議はこれで閉会させていただきます。